

## 特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令について（概要）

### 1. 趣旨

平成18年7月の消費者政策会議決定「消費者基本計画の検証・評価・監視について」を受け、都道府県が処理する事務の追加等を行うとともに、政令で指定されていない商品又は役務について、訪問販売等による消費者トラブルが発生していることにかんがみ、指定商品及び指定役務の追加を行うため、特定商取引に関する法律施行令の改正を行うものである。

### 2. 政令の主な内容

#### (1) 指定商品の追加

指定商品を定める別表第1に、「みそ、しょうゆその他の調味料」を追加する。

#### (2) 指定役務の追加

指定役務を定める別表第3に、次の役務を追加する。

- ① 易断の結果に基づき、助言、指導その他の精神的な援助を行うこと。
- ② 商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規制を受ける取引に該当しない売買取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引及びこれらのオプション取引について、当該取引の決済に必要な金銭の預託を受けて、取引を行うこと、取引を行うことの媒介を行うこと又は取引を行うことの委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

#### (3) 都道府県が処理する事務の追加等

- ① 通信販売及び電話勧誘販売に関する主務大臣の権限に属する事務を、次の通り、都道府県知事が行うこととする。
  - ・ 通信販売に関する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の通信販売についての広告がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自ら行うことを妨げない。
  - ・ 電話勧誘販売に関する主務大臣の権限に属する事務は、販売業者又は役務提供事業者の勧誘の相手方が当該勧誘を受けた場所を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自ら行うことを妨げない。
- ② 申出に関する主務大臣の権限に属する事務について、①で新たに都道府県が処理する事務として追加する通信販売及び電話勧誘販売に関するものを含め、都道府県知事が行うこととする。ただし、主務大臣が自ら行うことを妨げないこととする。